

休日・休暇の定義と 年間休日設定ガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年8月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

休日・休暇の定義と年間休日設定ガイド

休日・休暇・休業の違いを理解する

労務管理では「休日」「休暇」「休業」を区別して扱います。

- ・休日：そもそも労働義務のない日
- ・休暇：本来は労働日だが、条件により労働が免除される日（有給休暇など）
- ・休業：会社都合または本人都合により、長期にわたり就労しない期間

年間休日数は、このうち「休日」のみの合計です。病欠や欠勤など個人ごとに発生する休みは、会社全体の休日ではないため年間休日にはカウントされません。

欠勤が増えても年間休日数が増えることはなく、欠勤は給与控除や評価など別の問題として扱われます。

休日・休暇の定義と年間休日設定ガイド

年間休日とは？定義と計算方法

年間休日とは、企業が就業規則などで定める1年間の休日の合計日数です。週休二日制、祝日、年末年始・夏季休業など全社一斉の休日が対象となり、個人ごとに取得時期が異なるリフレッシュ休暇・慶弔休暇などは含まれません。また、有給休暇は労働者個人の権利であり、年間休日には含まれません。

法律上は「毎週少なくとも1回の休日（または4週で4日以上）」が最低基準で、年間ベースでは約52日が必要です。



【年間休日の計算式】

年間休日数

=

年間の総日数（365日）

—

年間の所定労働日数

例：週休2日・祝日休みの場合

所定労働日数：週5日×52週＝260日 年間休日：365日－260日＝105日

休日・休暇の定義と年間休日設定ガイド

年間休日の日数別の目安

求人情報などで見られる年間休日数は、勤務形態によって幅があります。

年間休日	目安となる働き方
105日前後	週1日休み＋月数回休み（事実上の最低ライン目安）
110～115日	週休2日制だが祝日の一部・土曜の一部が出勤日
120日前後	土日祝日が完全に休み（完全週休2日制＋祝日休み）
125日以上	土日祝日に加え夏季・年末年始の休業などの休日が約5日以上

企業全体の年間休日平均は112.4日とされており、従業員規模が大きい企業ほど休日数が多い傾向があります。

休日・休暇の定義と年間休日設定ガイド

年間休日と有給休暇を合わせた休める日数

年間の総休日日数は「年間休日（会社が定める休日）＋年次有給休暇の取得日数」で考えます。年間休日には有給休暇は含まれないため、求人票で「年間休日120日（有給含む）」と表記するのは適切ではありません。

【年間休日＋有給休暇の取得日数シミュレーション】

年間休日	有給5日	有給10日	有給15日
105日	110日	115日	120日
120日	125日	130日	135日
125日	130日	135日	140日

年間休日が少なくても、有給休暇を計画的に取得することで実質的な休日数を増やすことができます。